

～職員の不祥事防止に向けた行動指針～

公契約関係競売入札妨害事件に関する 報告書を作成しました

昨年2月、退任した前副市長および都市整備課長（当時）が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕・起訴され、その後有罪判決を受けるという本市において前例がない重大な事件が発生したことで、市政に対する市民の皆様の信用と信頼を著しく損ない、これまで市民の立場に立って行政運営を進めてきた本市の取り組みそのものを根底から揺るがす事態となりました。

市長として、改めて市民や事業所の皆様に心よりお詫びを申し上げます。

不祥事を防止するためには、組織として不祥事を「起こさない」「許さない」「見逃さない」という強い意識を持つとともに、全ての職員が今回の事件を自らの問題として受け止め、「なぜ事件が起きたのか」「事件を起こしたらどうなるか」を自分のこととして考え、改めて全体の奉仕者として、職務に専念し法令を遵守することはもとより、市民から寄せられている期待と信頼に応えられるよう自らの行動を律し、一層高い倫理観を持って業務にあたらなければなりません。

今回の事件を重く受け止め、再発防止対策を迅速かつ確実に進めることにより失われた市民の信頼を早期に回復するとともに、改めて全職員が公務に携わる者としての使命を深く認識するため、このたび報告書として取りまとめました。

今後、本市において今回の事件などの不祥事を二度と起こさないよう、再発防止対策を推進するとともに、私をはじめ全ての職員が「市民の負託に応え、適正に公務を遂行する」という公務員の原点に立ち返りながら力を合わせて公務を遂行し、真に市民から信頼される市政を目指してまいります。

磐田市長 渡部 修

再発防止対策

今回の事件を含め、不祥事全般の未然防止や発生を抑制するために、公判の傍聴記録のほか、本部長（市長）・副本部長（副市長）ヒアリングや全職員を対象とした職員実態調査（アンケート）、事業所アンケートの結果などから整理した課題を踏まえ、「5つの柱」に沿って再発防止対策を進めます。

対策1 職員一人ひとりの服務規律の確保と倫理意識の向上	
ア サービス、職員倫理の徹底	
サービスに係る職員の基礎研修の強化	
サービス・コンプライアンスチェックシートによる自己点検の実施	
朝礼・夕礼時のサービス・コンプライアンス標語の唱和	
イ 信頼されるマナーと身だしなみ	
あいさつ・身だしなみの徹底	
ウ 交通法規の遵守	
安全運転の徹底と交通法規違反・交通事故の防止	

対策2 管理監督者のマネジメント能力の向上と職場風土の改善	
ア 管理監督者の能力向上	
管理監督者のマネジメント能力の向上	
イ 事務処理ミスの防止	
定期的なジョブローテーションの実施	
事務処理マニュアルの作成、共有化の徹底	
業務チェックリストの作成・活用	
会計事務リーダーの設置	
ヒヤリ・ハット事例の共有化	
ウ 業務改善の推進	
AI・RPA（ロボットによる業務自動化）の導入	
申請書類や記入箇所などの削減	
会議の見直し	
エ 不正を未然に防止する環境づくり	
部外者の執務室への無断入室禁止の徹底	
面会記録作成の徹底	
事務机の上の整理整頓の徹底	
オ 相談がしやすい環境づくり	
グループ会議の開催	
人事評価面接のさらなる活用	
部下から上司への「提案制度」の創設	

報告書について詳しく知りたい方は、市ホームページをご覧ください。

ページ番号 1006438

☎秘書政策課 ☎0538-37-4805 FAX 0538-36-8954

対策3 不祥事を発生させないための組織づくり	
ア 研修の充実・強化	
サービス等に係る職員の基礎研修の強化（再掲）	
管理監督者のマネジメント能力の向上（再掲）	
嘱託・臨時職員（会計年度任用職員）に対するコンプライアンス研修の充実	
入札・契約・工事担当職員研修の強化	
イ コンプライアンスの徹底	
コンプライアンス推進体制の整備	
定期的な職員実態調査（アンケート）の実施	
ウ 不当要求行為への対応と職員倫理規程の適正な運用	
不当要求行為への毅然とした対応の徹底	
磐田市職員倫理規程の周知徹底	
退職後の行動規範の徹底	
エ 公益通報制度の適正な運用	
公益通報制度の周知徹底	
公益通報の相談窓口の創設と通報窓口の拡大	
オ ハラスメント対策の推進	
ハラスメントの防止	
ハラスメント専用電話相談窓口の周知徹底	
カ 人材育成と適正な人事配置	
定期人事異動等の見直し	
昇格試験制度の見直し	
人事評価制度の見直し	
懲戒処分に関する職員への周知	
主任級職員の育成	
再任用職員の有効活用	

対策4 市長等の政治倫理向上に向けた取り組み	
（仮称）市長等の政治倫理に関する規程の制定	
市長等の政治倫理に関する第三者機関の設置	

対策5 入札制度等に関する見直し	
予定価格の事前公表（実施済）	
建設事業審査委員会の体制等の見直し	
入札制度を監視する第三者機関の設置	
定期的な事業所アンケートの実施	